

※個人番号（マイナンバー）が記載されている書面は提出しないでください。

「年金分割の割合を定める調停・審判」の手続

離婚時年金分割制度における年金の按（あん）分割合（分割割合）について、当事者間で話し合いがまとまらない場合や話し合いができない場合には、離婚した日の翌日から2年以内であれば、家庭裁判所の調停又は審判手続を利用することができます。

事実上の婚姻関係にあったと認められる方も対象になりますが、その場合、分割の対象となるのは、当事者の一方が被扶養配偶者として国民年金法上の第3号被保険者と認定されていた期間（第3号被保険者期間）に限られます。

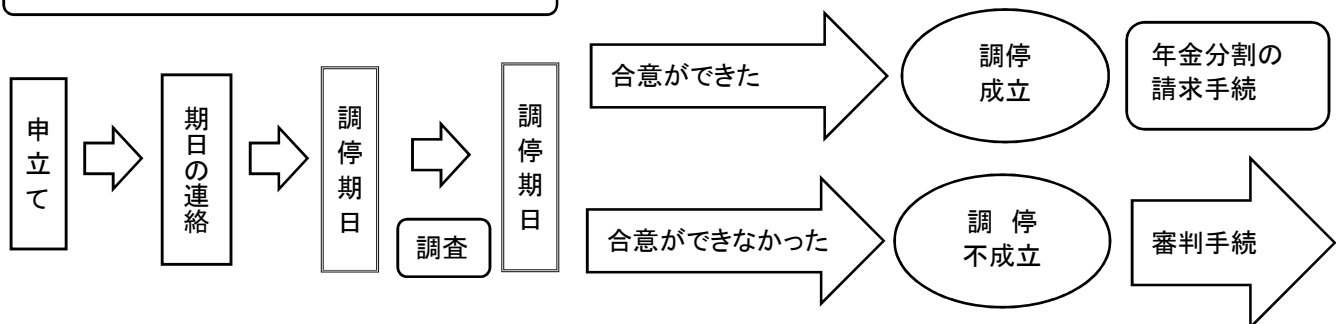
話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が、一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

審判を申し立てた場合でも、調停手続が先行することがあります。

なお、離婚調停の申立てに伴って年金分割の割合について話し合いたい場合には、夫婦関係調整調停（離婚）の手続を利用してください。

申立てをする人	離婚した夫又は妻
申立てをする裁判所	●調停申立て：相手方の住所地又は当事者が合意で定める家庭裁判所 ●審判申立て：夫又は妻の住所地又は当事者が合意で定める家庭裁判所
申立てに必要な費用	☐ 年金分割のための情報通知書1通につき収入印紙1200円 ☐ 連絡用の郵便切手 ●調停申立て [84円×6枚, 50円×2枚, 10円×7枚, 2円×10枚] ●審判申立て [500円×4枚, 84円×10枚, 50円×4枚, 20円×4枚, 10円×10枚, 5円×2枚, 1円×5枚]
申立てに必要な書類	☐ 申立書3通（裁判所用、相手方用、申立人の控え用） ※申立書には相手方に開示できない住所を記載しないでください。 ☐ 連絡先等の届出書1通 ☐ 進行等照会書1通 ☐ 年金分割のための情報通知書の原本（離婚日が記載されたもの）1通 ※ 情報通知書の請求手続については、年金事務所（厚生年金の場合）又は共済年金制度の窓口にお問い合わせください。 事案によっては、追加書類の提出をお願いすることがあります。 ★書類等の中に相手方に知られたくない情報がある場合で、家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分は、マスキング（黒塗り）をしてください。マスキングができない書面については、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載し、その申出書の下に当該書面をステープラ（ホッチキス等）でとめて、一体として提出してください。

手続の流れ（一般的な流れを示したものです。）



注 家事事件手続（調停、審判、調査等）においては、録音・録画・撮影は禁止されています。